

平成２８年度 第２回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成２８年９月１２日（月）

開催時間：午後１時３０分～午後４時（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス ２階 「鞍馬」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町６０５）

議事内容

平成２８年度再評価対象事業の審議

平成２８年度事後評価対象事業の審議

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては、下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/79-8-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市公共事業評価委員会委員名簿

任期：平成27年4月 1日～平成29年3月31日

※任期：平成27年5月18日～平成29年3月31日

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
おおやま おさむ ○大山 理 (再任)	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科教授
くわばら たけし 桑原 毅 (再任)	京都新聞社論説委員
とくひさ きょうこ 徳久 恭子 (再任)	立命館大学法学部法学科教授
と だ けいいち ◎戸田 圭一 (新任)	京都大学経営管理大学院教授
なかがわ え み こ 中川 恵美子 (再任)	京都市地域女性連合会副会長
ひろおか かずあき 廣岡 和晃 (新任) ※	連合京都事務局長
まいたに か すみ 舞谷 佳澄 (新任) ※	京都経済同友会幹事
みやざわ かずとし 宮澤 和俊 (新任)	同志社大学経済学部教授
めぐり 廻 はるよ (新任)	京都造形芸術大学芸術学部 空間演出デザイン学科教授

◎：委員長 ○：副委員長

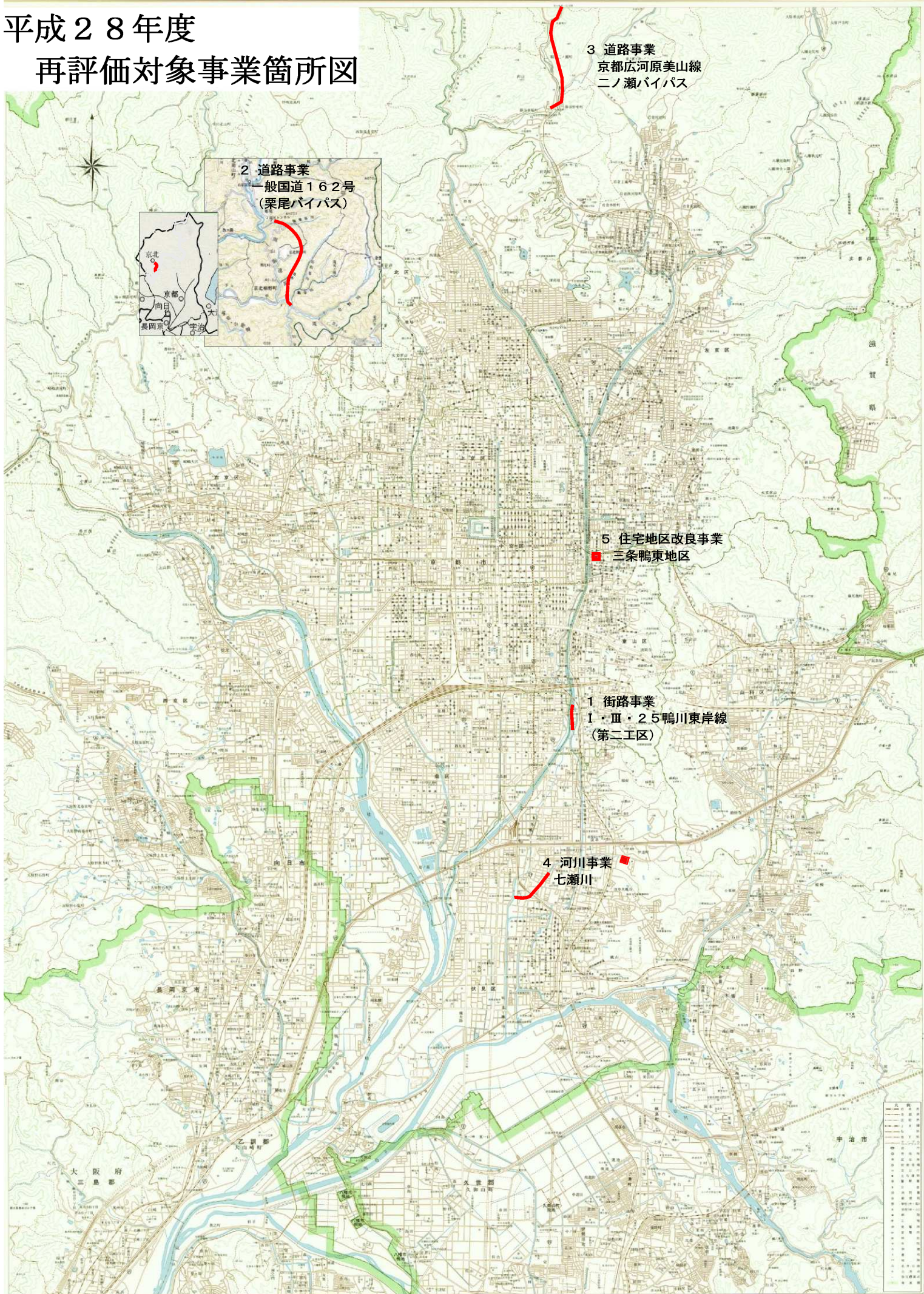
平成 2 8 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（環境衛生施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	I・Ⅲ・25鴨川東岸線 (第二工区)	延長L=715m 幅員W=21.0m ～30.6m	H9	③	20	平成23年度 再評価実施
道路事業	2	一般国道162号 (栗尾バイパス)	延長L=4,300m 幅員W=9.75m	H19	③	10	平成23年度 再評価実施
	3	京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス)	延長L=1,900m 幅員W=7.5m	H19	②	10	
河川事業	4	七瀬川	延長L=1,095m (950m+145m) 幅員W=10.80m ～15.70m	H4	③	25	平成23年度 再評価実施
住宅地区 改良事業	5	三条鴨東地区	面積A=1.26ha	H11	③	18	平成23年度 再評価実施

平成28年度 再評価対象事業箇所図



平成 2 8 年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
道路事業	1	宝が池通	延長L=870m 幅員W=11.0m[狐坂工区] 16.5m[北山工区]	H15	①	H23	平成 21 年度 再評価実施
街路事業	2	竹田街道	延長L=220m 幅員 W=36m～45m	H11	①	H23	平成 20 年度 再評価実施
下水道事業	3	北部地域特定環境保全公共下水道事業	整備予定面積126ha 下水道布設延長 約53km	H20	①	H26	

傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承願います。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。